

1. 件 名：九州電力株式会社玄海原子力発電所における通報連絡訓練（要素訓練）について

2. 日 時：令和5年9月28日 13:30～14:35

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

緊急事案対策室

反町専門職、澤村専門官、酒井専門職、嶋崎専門官

事故対処室

木原室長補佐、田村室長補佐

玄海原子力規制事務所

木下所長

九州電力株式会社

原子力発電本部原子力防災グループ次長 他7名

5. 要 旨

令和5年9月25日に実施された九州電力株式会社（以下「事業者」という。）玄海原子力発電所の通報連絡訓練について、原子力規制庁は事業者からの協力依頼を受けて訓練に参加したが、訓練が適切に実施されていたか確認するため、訓練の目的や訓練想定等の訓練計画の内容、及び今回の想定シナリオに沿った事業者の通報連絡ルール等について、事業者から資料に基づき説明を受けた。

説明を受けて、原子力規制庁から以下についてコメントし、事業者からは社内で検討する旨回答があった。

- ・ 今回の訓練では、地震による警戒事態や3号機の前災法第10条事象発生後における、警戒事態該当事象未満の異常時の通報連絡について、事業者防災業務計画等に従った連絡ルートに一元化されず、受け手側は混乱したことから、今回の訓練における電話・FAX連絡について事業者防災業務計画等のルールと整合しているか検証すること。
- ・ 通報連絡について、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえ、連絡ルートや連絡方法について事態が刻々と進展する中で、要員が適時適切なものが選択できるようになっているかなど、今後の訓練評価等の中で検証し、改善すべき点がないか検討すること。
- ・ 今回の訓練において、原子力規制庁への協力依頼の連絡が9月19日と

直前で、調整が不十分であった点も見受けられることから、訓練協力依頼の連絡は調整期間が十分確保できるように配慮すること。

6. その他

配布資料：

資料 玄海原子力発電所通報連絡訓練（要素訓練）について（九州電力株式会社）